

【秋田市廃棄物減量等推進審議会関係例規】

○秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（抄）

（廃棄物減量等推進審議会）

第48条 市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量等に関する事項を調査し、審議するため、秋田市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第49条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、住民、事業者、廃棄物処理業者、廃棄物再生事業者等のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則（抄）

（審議会の会長および副会長）

第36条 条例第48条に規定する秋田市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長および副会長それぞれ1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第37条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審議会の部会）

第38条 審議会の専門的事項を調査し、審議するため必要に応じて部会を置く。

2 部会に属する委員は、会長が指定する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指定する委員がその職務を代理する。

5 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

（審議会の幹事）

第39条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け審議会の事務を処理する。

（会長への委任）

第40条 第36条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。